

セミナー欠席等による参加料の取扱いについて

一般財団法人地域活性化センターが主催するセミナーの欠席等による参加料の取扱いについて、次のとおり定める。

第1 セミナー欠席及び欠席に伴う参加料等の取扱い

- (1) セミナーを欠席する場合の取扱いは次のとおりとする。
 - ①連絡なしの欠席及び開催日3営業日前から当日の欠席連絡については、返金しない。
 - ②開催日4営業日以前の欠席連絡については、返金することができる。
 - ③参加料を返金する場合であっても、セミナー参加に係る費用については負担しない。
- (2) (1) ②において返金を希望する場合は、入金済み額から振込手数料を差し引いた額を返金する。

第2 セミナー中止又は開催日時変更に伴う参加料等の取扱い

- (1) 原則として、セミナー中止又は開催日時を変更する場合は、セミナー開催の3営業日前までにメール等で通知する。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合にはこの限りではない。
- (2) 開催日時を変更する場合、受講者の意向を確認し、第1(1)②と同様の扱いとする。
- (3) 開催を中止する場合、参加料全額を返金する。なお、振込手数料はセンターで負担する。
- (4) 参加料全額を返金する場合であっても、セミナー参加に係る費用については負担しない。
- (5) セミナー中止又は開催日時変更の連絡がない限り、天災、疫病等の事由により欠席する場合であっても第1の規定を適用する。